

第1253回 高知市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開催日 令和3年7月27日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第33号 令和4年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。)の採択について

日程第3 市教委第34号 令和4年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第4 市教委第35号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第36号 高知市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

報告 ○高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校教育課副参事	竹 内 清 貴
	青少年・事務管理課	三 吉 正 純
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課学校教育班長	田 邊 裕 貴
	学校教育課指導主事	入 江 洋
	学校教育課指導主事	森 岡 亮
	教育研究所指導主事	戸 梶 利 道
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和3年7月27日（火）午後4時25分～午後5時35分（オーテピア高知図書館M5学習研究室）

2 議事内容

開会 午後4時25分

山本教育長

ただいまから第1253回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員、よろしくお願いいたします。

森田委員

はい。

山本教育長

本日は議案が4件、報告事項が2件となっています。

議案のうち2議案は8月末までの間、時限秘の内容となっており、報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから、秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

それでは、日程第4 市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

青少年・事務管理課長

4ページ、市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

高知市青年センター運営委員会は、高知市青年センター条例を設置根拠とする教育委員会の附属機関であり、青年センターの運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、青年センターにおける各種の事業の企画及び実施について、教育委員会に対して意見を述べることができると条例で定めています。この運営委員会委員につきましても、教育委員会が委嘱することとなっており、委員の定数は10人以内、任期は2年となっています。今回、令和3年7月31日で任期が満了となることから、委員の委嘱等についてお諮りするものです。

5ページの委員の名簿をご覧ください。青年センター運営委員会の委員として委嘱を予定しているのはこの名簿に記載をしております10名です。うち6名の方は再任、4名の方が新任となります。まず、名簿の1番から8番までの方については、それぞれの団体からご推薦をいただいている方々です。このうち、2番の西村正金さん、3番の柳原聖司さん、7番のリチャードソントーマスさん、8番の矢野花純さんについては、団体の方から推薦の交代の打診がありまして、今回新たに委嘱をする方々になります。そのほかの1番、4番、5番、6番の方については、同じく引き続き推薦をいただいておりますので、再任ということになります。また、名簿の9番、10番につきましても、青年センターの利用団体の中から直接個人の方に委嘱をできておりまして、今回も引き続き同じ方に委嘱するように考えております。委員の任期については、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年となります。

また、運営委員会における女性委員の比率については40パーセントとなります。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

今、9番と10番の方についてご説明がありました。これはあえて団体名などは出さないという感じでしょうかということが1点と、あと、大体これは何期までとか、そういうことは決まっている感じですか。というのは、団体から推薦を受けていると、おのずと任期などいろんなことで変わっていくというか、そういうことで人のローテーションを図れると思いますけど、そうではない場合というのは、どうしても委員が固定化しがちだということがあったときに、どうしてもやっぱり新しい時代にバージョンアップしていこうと思うと、委員が入れ替わっていくのが本当はいいと思うので、9番、10番の方の、一見するとそこら辺のところはどういう手立てになっているのか分からないと思ったものですから、何かあれば教えていただければと思います。お願いいたします。

青少年・事務管理課長

委員の委嘱については、先ほども説明いたしましたように、9番、10番の方については、ご利用されている団体の中から個人的に委嘱をさせていただいているということになります。元々は青年センターを青年として利用されていた方が、そのまま今の利用登録の団体の指導者として活動されています。要は青年センターの方で利用の経験も豊富ということで、そういう点からも運営について意見をいただけるものというところですよ。

先ほど、再任の件につきましては、今のところ、取決めの中では、再任が何期までなどといったような取決めはございません。年齢についての一定の整理、75歳までということはあると思いますけれども、何期までというのはないですので、なるべく固定化は避けてはいきたいかと思いますが、今回はこの方が最適だと思い、委嘱をしたいと考えております。

西森委員

ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

森田委員

一つ思ったことが、今まで見る中で、センター、施設の利用者からのご参画ということが少し目新しいと思いましたが、これはここのセンターの10人の中では、行政カラーや教員カラーという中で、利用者ということを位置付けされていますか。

青少年・事務管理課長

青年センターの設立当時から、青年の意見をかなり取り入れられた運営をされてきているという経過がありまして、運営委員会の委員の中にも、従来から青年の方に参画をしていただくというような取組、そういう委嘱の仕方をしていただいております。今回についても、7、8、9、10番、この4名の方については、青年の意見を取り入れるという趣旨で委嘱をしたいと思っています。

森田委員

そうしましたら7と8の方は、括弧が付けられているようなところからもご意見をいただいけそうだという感じですか。

青少年・事務管理課長

7番については、青年センターを多く利用していただいている学校の関係者ということで推薦をいただいております。8番については、長年青年センターを利用されている団体の中から推薦をいただいているということになります。

森田委員

分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第36号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

6ページをご覧ください。市教委第36号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

改正趣旨としましては、国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが、令和3年4月1日に行われたことに伴い、規則の改正を行うものです。改正内容につきましては、議案書の7ページを、また、説明につきましては、8ページ目の新旧対照表を基にさせていただきたいと思っております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第4条第4項第1号中「166,950円」を「171,650円」に改め、同項第2号中「72,990円」を「73,090円」に改め、同項第3号中「83,480円」を「85,780円」と介護補償の額を引き上げる改正内容となっています。各号の金額は、学校医等が公務災害により介護補償を受ける場合に、介護補償として支給される月額上限額でありまして、1号につきましては、常時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合の額になります。2号につきましては、常時介護を要する場合で、親族による介護を受けた場合の額、3号は、随時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出した場合の額となっています。なお、想定される公務災害といましては、児童生徒の健康診断の際に、学校へ出向く通勤途上及び校内での怪我等が当てはまります。

この規則につきましては、公布の日から施行し、改正後の規定では、令和3年4月1日から適用することとしています。なお、経過措置により、令和3年4月1日以降に支給すべき事由が生じた介護補償については適用し、同日以前の支給事由の発生したものは従前の例によるとされます。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第36号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第36号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分の報告」について説明いたします。

今回の委嘱は高知市プロポーザル選定委員会条例第2条の規定によりまして、調理業務を委託する業者の選定に係る審査を行う委員を委嘱するものです。今回は江陽小・城東中親子給食会を実施しているところ、それと、同じく親子の大津小・中学校、秦小学校、春野東小学校の四つの契約が本年度末で満了することから、引き続き令和4年4月からの5年間、業務を委託する業者を選定するものです。選定委員は衛生管理や業務の実施に係る体制、それと、危機管理の体制など、的確な能力を有する事業者を選定するために、学校給食の意義や目的を十分理解した方で専門的な知識を有する方、あと、実施する学校の関係者など、12名を選任しております。

資料の方の名簿をご覧くださいませでしょうか。4番の方は保護者ですが、1から6番が専門的な知識を有する方、7番以降が学校の関係者です。簡単に委員の紹介をさせていただきます。1番の岩崎通子さんは元栄養教諭でして、長く学校給食に携われた方で、香南市の学校給食センターにお勤めになられた経歴もあります。専門的な知識を有する方として選任するものです。同じく2番の島田郁子さんは県立大学の健康栄養学部健康栄養学科の講師であり、学校給食の衛生管理栄養管理に精通している方、3番の新谷美智さんは県の栄養士会の会長であり、食育に関する幅広い視点と知識を持たれている方、4番はPTA連合会の会長で保護者の代表です。5番の三谷英子さんはRKC調理製菓専門学校の元校長、現在は常任顧問をされている方で、民間での調理業務に関する識見を有する方、6番の岡林良樹さんは本市の保健所生活食品課の課長でして、本市の職員でもありますし、食品衛生管理に精通している方として、1番から6番までは選任するものです。7番の今西和子さんから12番の尊田史さんまでは、今回対象となる学校の校長先生になります。委嘱期間は1回目の委員会がございまして、実は今日の午前中に委員会を開かせていただきました。本日から業者選定が終了する12月の下旬頃までと想定しております。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご意見もないようですので、質疑を終了し、本件についてお諮りします。「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」について、承認することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等についての教育長専決処分」は承認されました。

続きまして、日程第2 市教委第33号「令和4年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」及び日程第3 市教委第34号「令和4年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学

校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」の議題ですが、この2案件は、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので秘密会といたします。

また、報告事項の2件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。

なお、進行の都合上、報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

山本教育長

日程第2 市教委第33号「令和4年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書2ページをご覧ください。市教委第33号「令和4年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」ご説明いたします。

趣旨としましては、令和4年度使用教科用図書のうち、社会科の歴史的分野において、新たに発行されることになった教科書があるため、その種目のみ採択替えが可能となったため、令和3年度において、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うか否か、判断するものです。

お手元の資料1ページをご覧ください。資料1ページには「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」を載せてあります。本年度、令和3年度に、中学校・義務教育学校後期課程で使用している教科書につきましては、昨年度の7月臨時教育委員会で採択をいただき、本市中学校・義務教育学校後期課程において使用しております。中学校の教科書採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、原則4年ごとの採択となっております。次回は令和6年度を予定しておりますが、令和元年度の検定において、文部科学大臣の検定審査に合格しなかった教科書があり、その教科書が翌年の検定審査に合格しましたことから、令和4年度から使用できる教科書目録に新たに掲載をされました。そのことに伴いまして、文部科学省から資料2ページの令和3年3月30日付け文書が発出をされまして、令和3年度において、採択替えを行うことも可能であるということが示されました。また、通知文の中におきましては、令和3年度において、採択替えを行うか否かにつきましては、採択権者の判断によるものであり、高知県教育委員会が新たに作成した調査研究の結果や、令和2年度における採択理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられると示されております。

資料10ページをご覧ください。最後になりますその資料は、教科書目録に掲載されている教科書の一覧です。昨年度の採択に関わり、採択協議会で3種に選定されたもの、また、本市教育委員会で採択していただいたものを示した一覧です。今回、採択替えが可能な種目は中学校社会の歴史的分野です。昨年度の採択協議会において、3種に選定された教科書は、東京書籍、教育出版、帝国書院の3種で、採択いただいたのは教育出版の教科書でした。そこで令和4年度使用教科書の採択事務について、本会において、中学校社会の歴史的分野の教科書の採択替えを行うか否かについて、審議をお願いいたします。

なお、審議をしていただくに当たり、昨年度採択され、本年4月から本市中学校又は義務教育学校後期課程で使用している教育出版の教科書につきまして、学校からは、使用に関わる問題点や課

題等は報告が上がってきておりません。また、採択替えを行うことによる学校現場への負担等も少なからず予想はされるところであります。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

基本的には、学校現場においては、教科書採択をした段階で、ここ4年間、それに基づいて授業をしていくという形で計画を立てているというような状況がありますので、先ほどの説明の中でも、仮に採択替えを行った場合、学校現場の負担も増えるというようなことにもなっています。子供たちも使っている教科書が変わるとなると、表記内容で検定に合格した教科書ですので、内容自体は問題ないにしても、やはり表現方法の違いなどで戸惑ってしまう部分も出てくるのではないかと思います。これは私の意見という形になりますけれども、今回については「できる」規定ですから、あえて採択のし直しをするのではなく、次回の検定のときの結果を待ち、そのときに改めてほかの教科書と横並びで審査をした上で、高知市に適した教科書を選び直してはどうかと考えるところではあります。何かご意見はありませんか。

谷委員

全くそのとおりではないかと思えます。時間をかけてしっかり採択した教科書がもう既にスタートしていて、学校でも混乱なく使っている今の状況から勘案すると、あえてわざわざそれをしなければいけないかという、次回に審査した方がいいと思えます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第33号「令和4年度使用高知地区中・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。）の採択について」は、今回については採択替えを行わず、従来の教科書を使用するという形に決したいと思います。ご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は、採択は行わないということに決しました。

日程第3 市教委第34号「令和4年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、議案書3ページをご覧ください。市教委第34号「令和4年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」ご説明いたします。

趣旨としましては、令和4年度以降使用する学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を採択するものです。

まず、先ほどお配りしました資料1をご覧ください。資料1の1「学校教育法附則第9条による教科用図書」についてご説明いたします。(1)、(2)、(3)、(4)と補足もさせていただきながら説明いたします。

まず、(1)について、特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用

することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中学校又は義務教育学校及び特別支援学校にも準用されています。しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集、発行していますが、その種類は国語、算数、数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省検定教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

(2)についてですが、この9条図書は「検定済教科書では子供の学習に適切でない」という場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということとなります。なお、9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子供個人のものとなります。

(3)についてですが、9条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給することができません。

(4)についてですが、9条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというのではなく、子供の学習活動を発展、拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものです。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くありますが、9条図書は、こうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展、拡大させていくための題材として活用したりすることが学校現場では多くなっております。

次に、下段の2「9条図書の採択について」ご説明いたします。詳しくは資料2及び3を用いて説明をさせていただきます。

まず、採択の流れにつきましては資料2、1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。高知県教育委員会からの指導、助言を得まして、本市教育委員会事務局、特に教育研究所特別支援教育班が、学校代表の意見を参考に調査、研究を行うとともに、採択資料を作成し、本教育委員会で審議をお願いし、採択をお願いすることとなっております。

次に、もう1枚めくっていただきまして、本年度の本市の「義務教育諸学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準」をご覧ください。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを参考として作成しております。

次に、少し戻りますけれども、資料1の2の(2)、(3)、(4)についてご説明をさせていただきます。9条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいておりまして、また資料が少し飛びますけれども、資料3をご覧ください。資料3には最後までいきますと491という数字がありますが、今年度は491冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済教科書の採択とは異なりまして、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの現状に応じてより良い図書を選択できるようにするためです。資料3については以上になります。

続きまして、資料2の3ページと4ページをご覧ください。令和4年度以降用として新たに調査、研究を行う一般図書一覧です。3ページのナンバー1から14までの14冊においては、県教育委員会からの指導、助言を受けた図書です。4ページのナンバー15から22の8冊につきましては、本市において、学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書です。よって、本日は資料2の3ページ、4ページの合計22冊においてご審議をお願いしたいと考えているところです。なお、資料2の5ページ以降につきましては、先ほど説明しました22冊の本の内容構成や印刷表現、価格等について調

査，研究をした結果です。お近くには22冊の見本の本を用意してありますので，ご覧いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山本教育長

この件に関して，質疑等はありませんか。

西森委員

資料3に関連してお聞きしたいことがあります。年々累積されていくということで，過去に聞いたお話だと，廃刊になっているものもあるというお話もありました。それはともかくとして，これの一定見直しなどはなさるのでしょうかという質問です。時代により，昔は大丈夫でしたけど，今はジェンダー的にまずいなどという類のものは発生してきている可能性もあるのではないかとか，今のかなり厳しい世情からすると。作品に罪はないという考えもありますが，これは一定見直して，場合によれば差し替えると，491冊をこのまま今年度も含めて累積していくのかというのは，何か考えられることはあるのでしょうか。

教育研究所戸梶指導主事

ご指摘のとおり，本の見直し等々もしていかなければならないというようなところを，本年度，学校教育課の担当の者と話をしております。廃版になっていたりですとか，それから市中在庫しか残っていないようなものがありますので，それは書店の方からも指摘をされたところがありまして，見直しをしないといけないという段階です。ご意見どうもありがとうございます。作者の方については，そこまではできておりません。申し訳ございません。

山本教育長

ほか，質疑等はよろしいでしょうか。

私も少しだけ見ましたが，面白いというか，タイトルだけ見るとどういう本だろうかと思ってしまうようなタイトルがありました。

森田委員

二つあります。これは小・中・義務教育学校ですので，ローテーションエイジャーというか，10代前半ぐらいまで読むという前提ですか。

山本教育長

義務教育課程です。

森田委員

あともう一つは，余り高価にならない，大体1,000円台というか，3,000円ぐらいが大丈夫な線ですか。高額にならないのはどの辺りなのかと思ひまして。大体1,000円台ぐらいですか。

教育研究所戸梶指導主事

明確な基準は設けられていないと私は認識しておりますけど，やはり1,000円台，2,000円台くらいでしょうか。

森田委員

これが後，電子図書などそういうものもあるのだろうかと思ひましたけど。大人も読みなさいというのが，日経新聞に載ってました。「メシが食える大人になる！」，どうすればいいか。

西森委員

1番の「ニュー・スクール・ソング」は，1冊常備しておくといいですね。

これはそれこそ一般の生徒の手にわたる方法はないですか。この「ニュー・スクール・ソング」などは「スクール・ソング」と言っているからには，学校である程度配られることも想定されていると思ひますが，教科用図書や9条図書ではなく歌の本として，いわゆる健常児の生徒さんたちに配布されるようなことはないですか。あるとすれば副読本としてでしょうか。

教育研究所戸梶指導主事

そうですね。通常の生徒さんにこの書籍が配られることはないです。

森田委員

これは気になりますね。金高堂で記念撮影している子を何人か見ました。前に、金高堂さんが「パンドろぼう」の絵を置いて、みんなでピースをして写真を撮ったりしていました。

山本教育長

「パンドろぼうVSにせパンドろぼう」というものもあります。

一応先生方が実際に見て、そしていろいろその子の状況に応じて選んでいるのではないかと思いますけれども、この件について、ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第34号「令和4年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は、原案のとおり決しました。

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時35分

署 名

教育長 _____

5番委員 _____